

## ★仮想通貨と相続税・贈与税

世の中で大きな関心を集めている仮想通貨ですが、法整備の面では遅れているのが現状です。国税庁では、税務上の取扱いの整備のため、今年の4月以降に研究会を開催し、その議論の結果を踏まえて11月に「仮想通貨関係FAQ」を公表しました。

今回は、そのFAQから相続税・贈与税関係についての概要を紹介します。（若林 茂）

### ◎相続や贈与により取得した場合の課税関係

被相続人等から仮想通貨を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されます。

相続税法では、個人が、金銭に見積もることができる経済的価値のある財産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税の課税対象となることとされています。

仮想通貨については、決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されていることから、被相続人等から仮想通貨を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されることになります。

### ◎相続や贈与により取得した場合の評価方法

活発な市場が存在する仮想通貨は、相続人等の納税義務者が取引を行っている仮想通貨交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価します。

仮想通貨の評価方法については、評価通達に定めがないことから、評価通達5((評価方法の定めのない財産の評価))の定めに基づき、評価通達に定める評価方法に準じて評価することになります。

この場合、活発な市場が存在する仮想通貨については、活発な取引が行われることによって一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかとなっていることから、外国通貨に準じて、相続人等の納税義務者が取引を行っている仮想通貨交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価します。

なお、活発な市場が存在しない仮想通貨の場合には、客観的な交換価値を示す一定の相場が成立していないため、その仮想通貨の内容や性質、取引実態等を勘案し、個別に評価します。

### ◎相続税の申告手續

【現状】…被相続人が保有していた、「相続開始時における仮想通貨の残高等を証明」する統一的な手続が、整備されていない状況

【今後の手順等】

- ①被相続人が生前に仮想通貨の取引を行っていた  
↓
- ②その仮想通貨を相続人等が取得  
↓
- ③相続人等が仮想通貨交換業者に「残高証明書」等の交付を依頼  
↓
- ④仮想通貨交換業者は相続開始日現在の仮想通貨残高等を記載した「残高証明書」等を交付  
↓
- ⑤「残高証明書」等に記載の仮想通貨の残高等に基づき、相続税の申告書を作成・提出

※仮想通貨についてはまだ不明確な点があるため、税務署や税理士等に早めに相談しましょう。